

第 8 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 8 年 8 月 19 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第8回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年8月19日（水） 午後2時から午後3時3分まで

2 開催場所 秋田市役所 正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1 番 珍 田 美智彦
3 番 加 藤 淳
5 番 伊 藤 洋 文
7 番 鈴 木 昇
9 番 白 岩 勝
11番 小山田 邦 子
13番 鎌 田 悦 雄
15番 佐々木 繁 明
17番 加賀屋 慎 一
19番 相 場 堅 一

2 番 佐々木 和 昭
4 番 佐 藤 きよ子
6 番 佐々木 英 久
8 番 武 藤 真 作
10番 柴 田 ますみ
12番 藤 島 岳 洋
14番 藤 田 修
16番 佐々木 吉 秋子
18番 星 容 子

5 欠席農業委員
なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

7 事務局職員

事務局長 奈 良 年 洋
参 事 住 谷 真 人
主席主査 佐々木 聡
主席主査 鈴 木 百 愛
主 任 佐 藤 知 拡

参 事 熊 谷 勝
副 参 事 稲 葉 隆
主席主査 木 内 光 一
主 査 工 藤 奈津子
主 任 齋 藤 友 毅

8 書 記

主席主査 山 本 郷 史

9 議事録署名委員

3 番 加 藤 淳

4 番 佐 藤 きよ子

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和8年第8回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第8回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、3番加藤淳委員、4番佐藤きよ子委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の「会務報告」に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。
14番藤田修委員	【第1区域部会の報告】
6番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
19番相場堅一委員	【第3区域部会の報告】
2番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
7番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「一般社団法人秋田県農業会議第124回常設審議委員会」および会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第50回理事会」について、私から報告します。 【会務報告2・3の報告】 次に、会務報告4の「令和8年度秋田県農業委員会女性協議会第2回役員会」について、10番柴田ますみ委員より報告をお願いします。
10番柴田ますみ委員	【会務報告4の報告】
議長	次に、会務報告5の「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員初任者研修会」について、事務局から報告をお願いします。

事務局 (佐藤主任)	【会務報告 5 の報告】
議長	次に、会務報告 6 の「秋田中央地区農業委員会会長臨時総会」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告 6 の報告】
議長	次に、会務報告 7 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 12 の「農地転用許可を不要とする特例の申出について」までの 6 件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐々木主席主査)	【会務報告 7 から 12 までの報告】
議長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
6 番佐々木英久委員	はい、議長。
議長	6 番佐々木委員どうぞ。
6 番佐々木英久委員	6 番佐々木です。会務報告 10 の現況地目照会に係る回答についての番号 3 と番号 4 について、現況が特定不能とはどのような状況ですか。
議長	事務局どうですか。
事務局 (佐々木主席主査)	公図等の資料から、現地が特定できなかったものです。
6 番佐々木英久委員	現地を見ていないということですか。
事務局 (住谷参事)	現地は見ています。公図はありますが、航空写真と合わせてみても、その土地を明確に特定できませんでした。 場所がわからないと農地なのか非農地なのか判断できないため、特定不能としています。
6 番佐々木英久委員	わかりました。
議長	ほかに、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
7 番鈴木昇委員	はい、議長。
議長	7 番鈴木委員どうぞ。
7 番鈴木昇委員	7 番鈴木です。会務報告 8 の農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の番号 2 について、譲渡人が住宅会社となっているが、この会

7 番 鈴木昇委員	社が農地を持っているということはどういうことですか。
議 長	事務局どうですか。
事 務 局 (佐々木主席主査)	この土地は、土地区画整理事業エリア内の土地です。以前、この住宅会 社が農地法第 5 条で取得したもので、今回、建売住宅として売却するもの です。
議 長	鈴木委員どうですか。
7 番 鈴木昇委員	以前、この会社が農地を買って、今回、売るということであれば、転売 になるのではないですか。 そうだとすると、農業委員会として認められないのではないのですか。
議 長	事務局どうですか。
事 務 局 (住谷参事)	そういう事ではありません。過去にも同様の案件がありました。 土地区画整理事業エリア内の土地は、換地処分が終わらなければ登記地 目の変更ができないことになっています。従って、建売住宅が完成しても 登記地目を変更することができないため、登記地目が農地のままとなって いますので、今回の譲受人が建売住宅を購入するにあたり、法務局での所 有権移転登記のためにはこのような対応をとる必要があります。
議 長	この会社が農地を所有しているのですか。
事 務 局 (住谷参事)	登記地目は農地ですが、現地は宅地です。 この土地は、宅地造成のために、今回の住宅会社とは別の会社を取得し ています。宅地造成後、本来であれば宅地に地目変更するのですが、土地 区画整理事業中のため地目変更ができず、登記地目が農地のまま、今回の 住宅会社が建売住宅を建設することを目的に 5 条届出を提出しています。 この度の届出も、前回、前々回と同様の理由で、建売住宅購入者である 譲受人が法務局で所有権移転登記手続きを行うことができるように 5 条届 出を受理したものです。
議 長	鈴木委員どうですか。
7 番 鈴木昇委員	登記地目が変わえられないというのがよくわからないが、案件については よいです。
議 長	事務局の説明では問題ないとのことなので、皆さんどうですか。
一 同	異議なし。
議 長	ほかに、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、議案に移ります。

議 長	はじめに日程第4、議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、5件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (齋 藤 主 任)	議案を説明する前に、農地法第3条についてご説明いたします。 農地法第3条では、耕作を目的として農地の売買や賃貸借等を行う場合、農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。 許可の判断基準として、主に3つの要件が定められております。 1つ目は、全部効率利用要件です。農地を取得しようとする者が所有する農業機械、農作業従事者、農業技術などから、取得した農地全てを効率的に利用できるか判断します。 2つ目は、農作業常時従事要件です。農地を取得しようとする者やその他従事者が、年間150日以上農作業に従事するか判断します。 3つ目は、地域との調和要件です。農地を取得しようとする者の事業の内容、農地の位置や規模等からみて、その周辺の農地の利用に支障がないか判断します。 以上、3つの要件をすべて満たしていると判断した場合、農業委員会は議案を許可できます。 では、議案書1ページから2ページの5件について説明いたします。 番号1。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。 番号2から4。受け手は、[REDACTED]。出し手は、番号2、[REDACTED]。番号3、[REDACTED]。番号4、[REDACTED]。 番号5。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。 すべての案件について、土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、農作業に必要な機械一式を所有しており、農業技術も問題ないと考えられます。農地法その他農業に関する法令の遵守の状況については5件ともに、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、番号1は240日、番号2、番号3、番号4は250日、番号5は210日農作業に従事していることから、それぞれ常時従事者として認められます。 地域との調和要件について、5件とも受け手への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、番号1から番号5すべて許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 はじめに番号1について、現地を調査した鎌田一推進委員から私に報告がありました。 岩瀬地区の農地であったことから、この農地の近隣の農業者に意見を聞いてみましたが、問題ないとのことでした。私も問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。 次に番号2から番号4について、現地を調査した嵯峨卓夫推進委員から報告を受けた8番武藤真作委員から報告をお願いします。
8 番 武 藤 真 作 委 員	8 番 武 藤 だ す。新 し く 推 進 委 員 と な っ た 嵯 峨 推 進 委 員 か ら 連 絡 を も ら い

8 番武藤真作委員	ました。私も現地を承知しています。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に番号 5 について、現地を調査した高橋義隆推進委員から報告を受けた13番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。
13 番鎌田悦雄委員	13 番鎌田です。高橋推進委員から連絡を受けました。私も何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、5 件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしの声がありましたので、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、5 件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第 5、議案第 52 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件、1 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (稲葉副参事)	議案を説明する前に、改めて農地転用について簡単に説明いたします。 農地転用とは、農地を農地以外として利用すること、例えば、農地に住宅を建築する場合や資材置場にする場合などです。 自分が所有する農地を自分が転用する場合は農地法第 4 条、農地を転用するために売買や賃貸借する場合は農地法第 5 条の手続きが必要となります。主に市街化調整区域の農地を転用する場合は許可が必要であり、その申請を議案としてご審議いただきます。市街化区域の農地を転用する場合は、許可は不要の届出制であり、それらは先ほどの会長専決処分事務処理要綱に基づく会務報告において報告しております。 市街化調整区域の転用は、農用地区域は原則不許可であるなど規制されており、許可基準が設けられています。この基準は、農地をその営農条件および周辺の市街地化の状況からみて区分し許可の可否を判断する立地基準と、農地転用の確実性や周辺農地等への被害防除措置の妥当性などを審査する一般基準に大別されます。事務局では、これらの基準に合致した申請を受け付け、みなさんに審議していただきます。 それでは、議案書の 3 ページをご覧ください。 番号 1。譲受人は[]外 1 名。譲渡人は[] []。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 農地転用許可申請説明資料は 1 ページおよび 2 ページをご覧ください。 申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、譲受人は現在大仙市の市営住宅に居住していま

事務局 (稲葉副参事)	すが、手狭になったことから自己住宅を建築するため本申請をしたもので、申請地周辺の生活環境や家族の生活圈等を考慮し当該地を選定、転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内。農地区分は第2種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は借入金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和9年3月31日まで。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条第1項許可見込み。土地改良区等からの意見書は、秋田市土地改良区から差し支えなしとなっております。 被害防除において、隣接に対する措置は、盛土を最小限にし、施設・建物の高さを加減する。排水計画において、汚水および生活雑排水は公共下水道。雨水は自然流下です。 現地は令和8年8月3日に確認しております。 なお、番号1について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を調査した松田久樹推進委員から報告を受けた12番藤島岳洋委員から報告をお願いします。
12番藤島岳洋委員	12番藤島です。8月3日に松田推進委員から連絡を受け、問題ないとのことでした。私も現地を確認しております。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見ある方はお願いします。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、県農業会議への諮問が必要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第52号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 (午後3時3分終了)